

11月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成29年11月15日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について
 - 教育長の報告について
- (1) 議決事項
 - 議案第17号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書の承認について
・・・資料1(教育総務課)
 - 議案第18号 藤井寺市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例について
・・・資料2(生涯学習課)
 - 議案第19号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
・・・資料3(生涯学習課)
- (2) 報告事項
 - 報告第49号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料4(教育総務課)
 - 報告第50号 平成28年度一般会計決算報告について
・・・資料5-1、5-2(教育総務課)
 - 報告第51号 平成30年 藤井寺市成人式の概要について
・・・資料6(生涯学習課)
 - 報告第52号 「第37回藤井寺市民総合体育大会」について
・・・資料7(スポーツ振興課)
- 4 出席者 教育長 多田 実
委員(教育長職務代理者) 藤本 英生
委員 杉本 優子
委員 福村 尚子
- 5 欠席 委員 糸野 聡史
- 6 点検評価委員 中本 和彦
- 7 事務局出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育部副理事兼図書館長、
教育総務課長、学校教育課長、文化財保護課長、生涯学習課長、
スポーツ振興課長
- 8 書記 教育総務課課長代理

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

定例教育委員会会議の開会に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴希望者を募集しましたが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。

それでは、教育長よろしくお願いたします。

○教育長

ただ今から定例教育委員会会議を開催します。

本日は、糸野委員が欠席されておりますが、出席委員が過半数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

本日の会議録の署名につきましては、杉本委員にお願いします。

お手元に配布させていただいております 10 月定例教育委員会会議の会議録についてですが、みなさまご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、承認とさせていただきます。

本日は、藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書の評価委員をお願いしております中本先生にご出席をたまわっております。先生、どうもありがとうございます。

中本評価委員におかれましては、点検・評価の報告書の内容をご検討いただきまして、頂戴したご意見を報告書にも記載させていただいておりますが、本日は、中本評価委員から直接ご意見を伺うためにお越しいただきました。

この際議事の順番を変更し、先に議案第 17 号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書の承認についてを議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、中本評価委員からご意見を賜りたいと思います。中本先生よろしくお願いたします。

○評価委員

どうぞよろしくお願いたします。

四天王寺大学の中本と申します。このような場は初めてですので、何分行き届きなどあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願したいと思います。

藤井寺市教育振興基本計画を拝見させていただき、その中の 16 の基本方針に沿って、各課の取り組みを拝見させていただきました。大変多岐に渡る、また一学校園とか、一担当課では解決できないような複雑で根深い様々な課題について、大変細

かく丁寧に、おそらく限られた予算の中で、また人員の中で、大変ご苦労されているところではないかと思いましたが、その取り組みについて、大変よくわかりましたし、敬意をまずもって表したいと思います。私からは今後も続けていただきたい、取り組んでいただきたい、また一層力を入れていただきたいというようなところを、いくつかかいつまんでこの報告書の 86 ページ以降になろうかと思いますが、これに沿ってお話を少しさせていただこうかと思えます。

88 ページに【基本方針 1 「生きる力」を身につける教育を推進します】ということで少し書かせていただいておりますが、ここでのキーワードを挙げるとしたら、最近よく言われておりますアクティブ・ラーニング、学び続ける教員、ICT、学習指導要領の改訂、また貴市の特徴でもあろうかと思えますが、世界遺産学習というようなことが挙げられるかと思えます。最初の黒丸にありますように、藤井寺市学力向上推進支援事業では、市内全小中学校を指定し、平成 26 年度～29 年度の 4 年間にわたって、中学校区別に授業力向上、特色ある取組等を研究テーマに、学力向上につながる教育活動づくりに取り組んでおられました。本年度は、子どもたちの活発な学習活動や ICT 機器を有効に活用した指導場面を拝見させていただくことができまして、中学校区ごとに、授業改善、先ほども言いましたが主体的な学びとか言語活動等、学習規律等の大切さについて確認できたと思っております。今後は、特に、児童生徒の受身的な授業から、主体的・対話的で深い学び、先ほども申しましたいわゆるアクティブ・ラーニングですね、学習指導要領等も非常にこれを中心としておりますが、そういう授業改善が重要であろうかと思っております。教育委員会の施策においてはもちろん、学校の主体性、創意工夫は大切だと思いますが、課題やテーマを示すとともに、課題に対する先生方が「学び続ける教員」として、様々な多岐に渡る課題とか、社会の状況はどんどん変わっておりますので、それに対応できるような「学び続ける教員」として、授業においてもトーク & チョークでいつまでもやるのではなくて、授業改善も含めてそこに向けた意識の向上を図る取り組みを一層充実していただけたらと思っております。ここが大事なところかと思っております。

次に ICT でございますが、私も昨年、先進教育推進事業で関わらせていただいたり、フォーラムでもお話しをさせていただいたところではありますが、その ICT を活用した、機器の有効活用も含めて、次期学習指導要領とか他の教育課題を見据えて研修を深めていただくとともに、ソフトとハード両方の整備を進めていただくことは、一層重要になろうかと思っております。やはり ICT の環境整備は、いわばインフラが授業改善に欠かせないものとなっていると書かせていただいております。予算との関係もあろうかと思えますが、いろんな学校を、私も藤井寺市以外の学校を見させていただいておりますので、そうした時に、貴市の ICT 環境というのは、残念ながら、先進的かどうかという、ちょっとそこまではどうかと思うところもございまして、大変言いにくいことではありますが、予算のこともあるかとは思いますが、ソフトとハード両方をますます進めていくことが大事になるのではないかと思っております。お金がかかることなので、いかんともしがたいこととは思いますが、そう思いました。

次に、次期学習指導要領の対応ということになりますが、皆さんご承知のことかと思えますが、学習指導要領は 2030 年の社会というものを描いて、またそれ以降の社会、子どもたちを描いて改訂されているものであります。そうなったときに、今

の ICT の情報化と国際化ということがますます進むことが予想されると思います。そうした上で、国際化に対応ということで、貴市では、大変、ALT の配置ということでご努力されていることが伺えると思っております。そこで、89 ページの真ん中あたりから書かせていただきましたが、「次期学習指導要領の小学校外国語の全授業に ALT を配置できることが望ましい」ということがございますが、これも予算のことがあるんですが、小学校で英語が教科化されるということもございます。そういうこともあって、ALT からの生の英語に子どもたちが接することができるような、そういうことがあると良いのではないかと考えております。今すでに ALT も配置いたしているところかと思いますが、「ALT と教員間の連携をより一層進めてもらいたい」と書かせていただきました。私も色々な学校に行かせていただいておりますけれども、ALT の先生は母国語は英語ですよ。日本語はあまり得意ではない先生方がおられるんです。そうした時に、小学校の先生方は日本語は得意かもしれませんが、非常に英語が苦手な方が多いんです。そうすると、現場ではどういうことが起こるかということ、ALT の先生方が孤立するんです。何でもない、ご飯食べたり、おしゃべりしたりするところから、ざっくばらんな雰囲気、環境の中で、素敵な先生方同士の取り組みが起こると思うんですけど、そういうこともなかなか連携が取れてないという言葉を使わせていただきましたが、寂しそうにされている ALT の方がおられるんですね。そういう様子を見させていただくことがちょくちょくあって、決まった先生とばかりお話しされたりとかするようなことが見受けられたりします。ですから、やはり豊かな教育活動をしようと思うと、学校の先生方の連携が非常に大事だと思いますので、そういう意味でも、ALT と先生方の連携とか、そういう意味での良好な関係における ALT の配置や活用、充実というのが一層進めていただくと良いのではないかと考えております。

あと、その下にあります世界遺産学習でございますが、非常に貴市の特徴をとらえて、中学校とかの英語とも関連させた取り組みなども伺っております。生徒の興味関心に基づいた主体的な学習活動に効果的だなと考えております。先ほどもお話ししましたように、アクティブ・ラーニングとか、主体的・対話的で深い学び、また課題解決的な学習ということが、ますます重要になるといわれておりますので、是非この世界遺産学習を核にしながら、後で述べますけれども、図書館の活用ということにも有効になる学習かなと考えておりますので、大事にして進めていただけたらと考えております。

今言いました図書館の話でございますけれども、図書館蔵書管理システムが導入され、蔵書のデータベース化が図られたということで活用がしやすくなっているかと思っておりますので、また後で述べますが、図書館と学校とか、さらには世界遺産学習とか様々なところが結びついて、有機的に進められると良いと思っております。基本方針 1 については以上です。

次に【基本方針 2 心の教育の充実を図ります】ということでございますが、ここでは 3 つ、道徳の教科化への対応、外部人材の活用、それからあいさつについて述べさせていただいておりますが、道徳の教科化や外部人材ということも必要ですが、さわやかあいさつ運動ですね。私は先ほど ICT とかの話をいたしました。今から AI とかもどんどん進んでいくとは思いますが、そういう情報化の中で Face to Face が減っていくといえますか、SNS とかそういうのも含めて、情報化になればなるほど、こういうあいさつ運動とかがとても重要になってくると思っております。

そのためにも、是非、朝の校門でのあいさつだけでなく、日常的な様々な機会を見つけて、凡事徹底、取り組まれることが大事かと思っております。

一つ例を申し上げますと、福岡のある中学校区で、その中学校区は一つの中学校に対して小学校が3つあります。この3つと一つの学校がピタペコ運動というのをやっているんです。ピタペコ運動ってわかりますか。ピタペコ運動は、ピタッと止まって、ペコッと頭を下げるということですね。そこの小学校を訪問した時に、校長先生に連れられて私が教室に行くときに、児童がやってくるんですね。その時に、児童が校長先生を見つけて、「校長先生、おはようございます」と言うときにその子が、ピタッと止まって、頭を下げるんですね。それに対して、校長先生も、ピタッと止まって頭を下げるんですね。僕はそんなことは知らないから、歩きながら、「おはよう」って言うんですね。「なんだこれは…」という感じでしたね。恥ずかしい思いをしました。それは小学校からおこなっていて、中学校を見た時に、朝、校門で先生方が「遅刻するぞ。早く来いよ」って指導していると、大きなクラブの荷物を持って、校門に走る生徒が2人ほどいたんですね。その子らが、走って校門を抜ける際に、先生方が立っておられる、そこでも、遅刻しそうな子たちがですよ、校門入るときにウワァーと走ってきて、ピタッと止まって、「おはようございます」と入ってくるんですね。そこでもピタペコするんですよ。これはすごいですね。そこの中学校区はとても落ち着いていて、学力がめちゃくちゃ高いんですよ。これは例えば、1年間やったから、今年やり始めたから来年全部うまくいくとは思わないんですよ。その中学校区があって、小学校3つ、これらが全部やってるんですよ。ピタペコ君という着ぐるみがあるんです。ゆるキャラを作って、2体あるそうですが、運動会とか、教頭先生がこれを着て、練り歩いてるんです。旗を持って。9年かけて取り組んでいるんですね、だから。今の中学3年生に急に言っても、たぶんだめですよ。入ってくる小学校1年生とか、今いる1年生に徹底させていって、これを9年かけてきたときに、9年かけなくてもこれを6年くらいすると上手くいくと思います、これが大事だと私は思うんですね。それで、校長先生からみんなやるんですね。そうすると、挨拶が丁寧にできるというのは、落ち着いた環境ができるし、人の話を聞くとか、顔を見て話をするとか、様々なことに、豊かな心だけではなくて、落ち着いた環境ができて、学力も上がる。こういうのを1つ徹底的にするということが大事で、朝、校門のところに立って、「おはようございます」と言っただけでは、私はだめだと思うんですね。そういう意味で、ICTなどが進むからこそ、こういうのを9年、今から勝負しようみたいな感じでやられると、ものすごい変わると思います。というのを三つの小学校と一つの中学校でやってるから、あそこはそうなっていて、学力調査もめちゃくちゃ高い。そういう取り組みを長期スパンで考えられるかどうかということも、連携だけでなく長期スパンで考えるということは、教育はタイムラグが起こり、今言ったことがすぐ身につくとは限らないので、だからそういう長期の取り組みも大事なかなと思ったりしています。そこまで書かなかつたですけど。「凡事徹底」という言葉に、私はそう言う意味を込めたつもりでおります。

基本方針3につきましては、不登校児童生徒への対応ということで、91ページに不登校児童生徒数は、小学校においては平成28年度は平成27年度に比べ半数以下になっており望ましい状況であると書かせていただいています。非常に初期対応が効果的に行われたということで、芽が小さいうちに対応することが大事ということ

だと思えます。そこで、スクールカウンセラーの活用とか、スクールソーシャルワーカーの活用ということがとても大事になってくるだけでなく、「チーム学校」という言葉を書かせていただきましたが、必ずしも学校の先生方とか保護者とか様々な方が専門家ではないわけですから、「チーム学校」として、そういう不登校児童生徒に関わる人たちがスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの知見とか経験をしっかり学んで、そういう機会を設けながら、「チーム学校」として取り組んでいくということがますます大事なかなと思っております。専門の人だけに任せるのではなく、先生方も学んで、取り組んでいただくことが大事かなと思っております。

『帰国及び渡日した児童・生徒への対応』についてですが、これは貴市だけではなくて日本全体のことで、今後ますます日本語を母語としない児童生徒が増えていく傾向にあるかと思えます。貴市もこういう対応について考えていくというか、取り組みを今からでも考えて、今もすでにされてはおりますが、考えていくことが大事になると思えます。決して、少ないから大丈夫とかそういうことはなく、今から増える可能性は高い。その時は非常に経験値がないことをございますので、対応を考えておかないとしんどくなるかと思っております。私が知っている東京学芸大学とかは、全国に先駆けて、そのための大学院にコースを設けました。そうしないと、今、全国で困っている先生方が多いから、そういう動きも起こっております。

次に【基本方針4 支援教育・障がい児者理解教育の充実を図ります】ですけれども、92ページの障がい児介助員の配置ということですが、各校の児童生徒の障がいの状況に応じた教育の推進に欠かせないものと思われま。介助員の方は、本当に私たちが学校に行かせていただくと、個々の児童生徒に寄り添いながら、いつもされておられるなと思っております。この介助員の方と教職員が連携をとりながら、個々の子どもに対応していただくということが、ますます大切になるかなと思っております。

【基本方針5 生徒指導の充実を図ります】ということで、生徒指導には大きく、消極的な生徒指導と積極的な生徒指導の2つあると言われております。問題行動が起きた後に対応する消極的な生徒指導というのがございますけれども、そうではなくて、起きる前の積極的な生徒指導がとても大事かなと思えます。その積極的な生徒指導といったときに、特に自己肯定感とか自己有用感ですね、これは藤井寺市だけではなくて、大阪府もそうですけど、日本全体として、日本の子どもは自己肯定感とか自己有用感が低いと言われております。だから、その自己肯定感を高めるための集団づくり、集団活動などの取り組みがとても大切だと思えます。具体的な様々な成功例というのも各所にはあると思えますので、そういうものを学びながら、各学校で取り組んで行くことが大事かなと思えます。それはキャリア教育とか、子どもたちの夢を育む豊かな心を育てるとか、そういうことにももちろんつながってくることはございますので、ここは大事だと思っております。

次、【基本方針6 いじめ防止対策を推進します】ということですが、これは、いじめというのは人の命、生命、人権というものにかかわる問題かなと思えますので、どんなことがあっても許されないという意識を教職員や児童生徒をはじめ市民全体がもって、関係機関との連携も強化し、いじめの根絶に向けて取り組まれるよう、今後も事業の充実を図っていただきたいと思います。

次、【基本方針7 健やかな体の育成を図ります】ということですが、これも、取り組みのところを読ませていただいたときに、近年、運動する子どもと、運

動しない子どもの二極化が顕著になってきているということを伺っております。ですから、2つ目の黒丸にありますように、運動の生活化といいますか、運動の楽しさを味わわせることが大切で、運動による生理的爽快感や正々堂々と勝敗を競う楽しさ、集団ゲームの楽しさ等を教科体育や体育的行事を通して感じさせるよう工夫していただくということが大切かと思っております。要は、この二極化をどう解消していくかということが、課題として大切かと思っております。

次、【基本方針8 地域との協働による青少年健全育成と放課後児童対策の充実を図ります】ということでございますが、放課後児童会というものがあって、今後も共働き家庭の増加が見込まれ、ニーズは高まるものと思われ、ということで、私も、放課後の子どもたちをどのようにするかということはとても大事で、子どもの貧困化ということが大変問題にもなっておりますので、重要なことかと思っております。人間的なことも大切かとも思いますし、一層の充実を図っていただけたらと思っております。ますますここも大事になってくるかと思っております。

続きまして、【基本方針9 幼児教育の充実を図ります】ということで、今、放課後の子ども、また子どもの貧困化という話をしましたが、幼児教育においても、様々な状況、実態があろうかと思っております。地域や園児、市の置かれている状況に応じた適切かつ効果的な幼児教育が推進されるようお願いしたいと思います。

次、【基本方針10 安心・安全な学校園づくりを推進します】ということでございますけれども、96ページの上にジュニア防災リーダー育成事業というのが書いてありますが、とても素晴らしい取り組みで、非常に生徒の主体性を発揮させるような取り組みで、良い取り組みをされているなどと思っておりますが、近年、防災教育が様々なところで述べられておりますし、新しい学習指導要領でも、積極的に取り入れられているところであります。ですから、こういうジュニア防災リーダー育成事業とかを中心にしながら、これを例えば、そこに参加された生徒さんが、是非それを、避難訓練の後とかに、学んだ知識や技能とかを防災リーダーとして生徒全体に広めるような工夫がしてあるといいなど、そういう仕掛けをしていただけたら、益々もって良いのではないかと思います。

【基本方針11 教育環境の整備を進めます】ということで、校舎の耐震化とか、教室へのエアコン設置とか、障がいのある児童生徒への対応としてのいわゆる基礎的環境整備とか、おそらく、限られた予算の中で、その充実に向けて、大変ご苦労されていることかとは思いますが、先ほど言いましたICTも含めて、一層の整備をしていただけたらありがたいかと思っております。

続きまして、【基本方針12 教育機会均等の確保に努めます】ですけれども、これも、先ほど子どもの貧困化と申しましたように、一層支給、経済的に厳しい家庭を考慮して、支給時期等制度の改善についての研究をしていただけて、一層努めていただけたらと思っております。

【基本方針13 市民の生涯にわたる学習を支援します】ということで、非常に多様なニーズにこたえるように、取り組みされているなということがわかりました。何回も子どもの貧困化という話をさせていただいておりますが、社会のニーズを考慮した新規施策の研究というののもあっていいかなと思いましたが、それだけではなくて、そういうことをしていく、生涯学習センターの施設設備の老朽化が進行しているということにつきましても、ご努力といいますか、改善をしていただけたら皆さんの学びが保障されるのではないかと思います。

【基本方針14 生涯を通じて読書に親しめる市立図書館をめざします】ということでもありますけれども、一回あたりの貸出冊数を増やすことによって、全体の貸出冊数が大きく伸びているということで、非常に素晴らしい成功例というか、良い取り組みをしておられるなと思いました。今後はますます、先ほど、最初にも言いましたが、アクティブ・ラーニングとか課題解決的な学習とかそういうことがどんどん増えていきますので、学校と市立図書館との連携というのを一層充実させていくこと、それから、子どもたちの図書館の利用をもっともっと活性化させていくことが重要になろうかなと思っています。そうした意味で、Webを利用した掲示板とかをされたりというのが、とても効果的なことになるかなとは思いますが、取り組みの中で、読書貯金通帳というのを発行されているというのを読ませていただきました。面白い取り組みだなと思っています。もったいないので、もっとうまく使えないかと思いました。その貯金通帳の成果が非常に高いような児童生徒さんがおられたら、学校にも連絡していただいて、学校の朝礼とか児童生徒集会とか大きなところで、その子の表彰みたいなものを、市立図書館から表彰状みたいなのがあったりしたら、周囲の子たちも、「僕もやろう。」「私もやろう。」とかいうような感じで感化されるのではないかと思います。そうすることで小中学校と市立図書館との距離が縮まるのではないかと思います。そういう、今ある取り組みをもう一步前進させていくと、益々もって良いのではないかと思います。また、私は本に親しむということがとても大事だと思っています。ここにはあまり書いてはございませんが、児童生徒の読書の推進というのは最近、よく「キレる」ではないですが、テレビゲームとかSNSとかそういうことばかりしている子たちが多かたりします。本を読むということは、そういう刺激的なものとか短絡的な思考とかではなくて、じっくり考えるということにもつながると思いますので、子どもたちに読書の推進というのを、少しでも様々な手段を使いながら、学校と市立図書館がつながって、みんなが本を読むようになっていきたいと思います。そういう方向でご努力いただくと良いと思います。

【基本方針15 スポーツの振興とスポーツを通じたコミュニティの活性化に努めます】ということでもありますけれども、特にここで私が書かせてもらったところは、100ページの中あたりですね、「Fujiりんぴっく」で「走り方教室」をされているというのが、とても良い取り組みをされているなと思いました。子どもたちが、スポーツをする子としない子の二極化が顕著であるとうかがっております。そうした時に、子どもたちがスポーツ嫌いにならないようにしようということで、日体大の方に来ていただいて、走り方教室ということで、どうやって走れば早く走れるか、というようなことを専門の方に指導していただくといった取り組みは、子どもたちの悩みや課題を解決するだけではなくて、「やった。できた。」という自己肯定感にもつながる。先ほどからもありました、自己肯定感が低いというのが、全国的にも言われているところではありますが、こういうことが、子どもたちの豊かな心の教育につながるし、自己肯定感が向上すれば夢にもつながるということになるかなと思います。自信にもなって、夢にもつながるので、こういう取り組みが、ますます広がっていくといいですか、様々な子どもたちにつながって、運動の楽しさとか広がると、二極化の解消に少しでも役立つのではないかと思います。

あと、101ページに書かせていただきましたが、学校の運動場とかの開放が、藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業というのがあって、運動場の利用者が41,536

名、体育館が 58,419 名と本当に多くの利用者がある、私は身近に行える場所を提供しているということで、非常に評価できる話だと思うんです。ですけども、問題なのは、屋外における AED の設置について、課題があげられておりました。運動場で 4 万人もの人が年間利用していて、AED が使えない可能性があるというのは非常にまずいのではないかと考えています。人の命にかかわる、利用者の命にも関わることなので、屋内は AED が設置されているそうですが、屋外での利用に課題があるというのは、とても命にかかわることなので、早急な対応がいるのではないかと考えます。予算の面もあったり、設置に対していろんな課題もあろうかと思いますが、これは早く対応しておいたほうがいいのではないかと考えます。

最後、【基本方針 16 歴史文化の薫るまちづくりの推進に努めます】でございますが、これは、貴市の大きな特徴かと思えますが、古墳文化が栄えた地域として古市古墳群がその象徴となり市を特徴づけている。仮に、古市古墳群の世界文化遺産への登録が実現すれば、文化財行政の果たすべき役割は一層大きくなるものと予想されます。市民の文化財への愛着と大切にしようとする意識の醸成に向けて様々な形での啓発ということで、この文化遺産の様々な遺物が出てきたりするときの収納スペースのこととか、限られた人員での整理のこととか、非常に大変なご苦労があることを理解させていただきました。本当に限られた人員、予算の中で、ご苦労されて取り組まれていることがよくわかったんですけども、それでもこれは、貴市では特徴的なこととして大切になってくるかと思えますので、世界文化遺産への登録ということも踏まえながら、もう少し人と予算がつくといいかなと思えます。非常にご苦労されているのがよくわかりました。これが貴市の特徴かなというのもありますし、学校とのつながりができたら有効活用ができるかと思えますので、そういった取り組みがもっと表に出てくるといいかなと感じました。

早口になりましたが、また、雑駁な感じで好き放題言わせていただきましたけど、私からは以上です。

「チーム学校」とか、「チーム藤井寺」といった感じで連携をとっていただいて、進めていただけたら良いのではないかと考えます。どうもありがとうございました。

○教育長

中本先生、ありがとうございました。基本方針に沿って、大変わかりやすくご意見を賜ったと思います。何かせつかくの機会ですので、委員の先生方、ご質問等がありましたらよろしくお願いします。

では、無いようですので、本当に先生にご指摘いただきましたこと、正直私たち意を強くしたところもありますし、見直さなければならぬと、また、より力を入れなければならぬと、そのようなことを感じさせていただきました。今後の教育行政にただいまのご意見を生かすよう、取り組みを進めてまいりたいと思います。

それでは委員の先生方、議案第 17 号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書の承認について、中本先生のご意見を含めてということですが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、承認させていただきます。

中本評価委員におかれましては、これで退席いただくということでございます。先生、本日はどうもありがとうございました。

《 中本評価委員 退席 》

○教育長

それでは、本日の案件に戻りまして、まず、私のほうから教育長報告をさせていただきます。

本日は3点について報告させていただきます。

1点目、表彰に関する報告でございます。

平成29年度文化の日の表彰で、本市教育委員会杉本教育委員が教育功勞表彰（地方教育行政関係）をお受けになられましたのでご報告させていただきます。教育委員会また事務局挙げて心よりお喜び申し上げます。

2点目の報告でございます。10月24日、25日に行われました決算特別委員会の質疑等の中で直接教育委員会に関わる主なものについて報告させていただきます。教育総務課関係では小中学校への障がい児介助員の配置状況、要保護・準要保護の認定者数と認定率並びに周知方法、学校教育課関係では放課後ゆめ教室の利用状況、幼保の在り方についての検討の経緯、生涯学習課関係では、生涯学習センターの幼児コーナーの利用状況、放課後子ども教室の利用状況、放課後児童会の入会希望者数と整備状況や運営状況、図書館関係では、公共施設再編基本計画に示された図書館も含めた施設の複合化に対する図書館としての意見、スポーツ振興課関係では、市民マラソンの参加申込者数の推移と安全の確保、子どもの遊び場としての屋外体育施設の利用状況、心技館へのエアコン設置、川北市民スポーツ広場の長期にわたる耐震工事に伴う代替措置、日本体育大学と市の間で「体育・スポーツ振興に関する基本協定」を締結した経緯と現状、文化財保護課関係では、城山古墳ガイダンス棟の業務内容と今後の在り方、また、刊行図書の販売の検討、城山古墳の今後の整備計画、世界文化遺産登録に向けての文化財保護課の取り組みなどございました。また、教育委員会だけの課題ではありませんが、本年度の幼稚園園児募集結果から就園希望者数が大きく減少したことを受け、集団教育の人数確保に努力してほしいとのご意見もございました。以上、2点目の報告でございます。

3点目の報告ですが、10月22日、大型台風21号により避難勧告が出され、学校施設が避難所として開設された件でございます。

当日の市の対応は、松浦副市長を長とする災害対策初動本部体制の警戒配備体制がとられていました。当日は衆議院議員選挙の投票日と重なり職員体制の確保が厳しい状況でもございました。教育委員会事務局からは教育総務課長ほか関係職員が初動本部業務に従事しておりました。

午後8時20分に石川・大和側の水位上昇により避難勧告が出され、まず、道明寺小学校に、その後、藤井寺小学校、土師ノ里支所、藤井寺中学校にも次々に避難所が開設されました。自主避難もふくめ道明寺小学校には388人、藤井寺小学校には376人、藤井寺中学校には55人、土師ノ里支所には6人の避難者が来られたとのことです。車で避難して来られる方が多く、運動場に駐車せざるを得ないという状況

でした。学校としても、住民の生命・安全を守るための緊急避難として認識をもつことと、平時から様々なケースを想定し提供場所等の対応について、地域との話し合いも含め準備しておくことの必要性を校長会議で伝えたところでございます。

以上3点、教育長報告とさせていただきます。

続きまして、議案第18号 藤井寺市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例について審議をいたします。生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長

それでは、議案第18号 藤井寺市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。資料2をお願いします。

藤井寺市生涯学習審議会は、藤井寺市教育委員会の諮問に応じ、生涯学習センターの管理運営について調査審議すること、公民館長の諮問に応じ、公民館事業の企画実施について調査審議すること、図書館の運営に関し、図書館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について図書館長に意見を述べることを行うために設置されています。

現在、条例において生涯学習審議会の委員は、(1)教育関係者、(2)地域、団体の関係者、(3)学識経験者によって組織するものとされています。

ここに「公募により選出された者」の1号を加えた改正案を12月議会に上程しようとするものです。以上でございます。

資料2「藤井寺市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例について」要旨を説明する。

○教育長

ありがとうございました。ただ今説明がございましたが、何か質問等ございますでしょうか。

○委員

生涯学習審議会条例の一部改正において、公募委員を加えたのはどういった理由に基づくものでしょうか。

○生涯学習課長

お答えします。平成28年4月に本市で審議会等の公募委員選任促進に関する指針が出されました。これに基づきまして、新たに公募により選出された委員の枠を設けることによりまして、市民の意見を反映し、市民参画の推進を図ることになります。以上でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。他にご意見ございますでしょうか。

○委員

その公募委員はいつから就任される予定ですか。

○生涯学習課長

現在の委員が、平成 30 年 6 月 30 日で任期満了を迎えることとなります。そこで、平成 30 年 7 月より、新たに選出される委員から適用させていただく予定でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。他によろしいですか。

では、質疑等は無いようですので、議案第 18 号は承認ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第 18 号は承認されました。

続いて、議案第 19 号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について審議いたします。生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第 19 号について、ご説明させていただきます。資料 3 をお願いします。

平成 29 年 9 月 22 日に「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が施行され、「国家戦略特別区域法」に規定されている国家戦略特別区域限定保育士の職務を定めた条文が、同法の「第 12 条の 4 第 2 項」から「第 12 条の 5 第 2 項」に繰り下げられました。いわゆる条ズレでございます。

これに伴いまして、「藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第 11 条 第 3 項 第 1 号の「国家戦略特別区域限定保育士」の記述を、改正後の「国家戦略特別区域法」と合致するように改めるため、12 月議会に上程しようとするものです。

以上でございます。

資料 3 「藤井寺市放課後児童会健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」要旨を説明する。

○教育長

ありがとうございました。今の件については、関係法の改正に伴う条ズレによる改正ということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、承認ということにさせていただいて、よろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第 19 号は承認いたします。

続きまして、報告案件にまいります。では次第に従いまして、報告第 49 号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等の使用につきまして、平成 29 年 10 月に使用承認の専決処理をした事業は、『IBU 生涯学習フェスタ 2017－地域と社会人の生涯学習の祭典－』他 5 件でございました。

以上、報告とさせていただきます。

資料 4「教育委員会の後援名義等使用について(報告)」
に基づいて、要旨を説明する。

○教育長

資料 4 に一覧で示させていただいております。この件についてはよろしいでしょうか。

質問等無いようですので、次に進めさせていただきます。報告第 50 号 平成 28 年度一般会計決算報告について、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

平成 28 年度一般会計歳入・歳出決算について、概略を説明させていただきます。

この平成 28 年度一般会計歳入歳出決算につきましては、10 月 18 日、24 日、25 日の 3 日間、市議会一般会計等決算特別委員会で審議が行われ、慎重審議を経て、賛成多数をもって認定されたところでございます。

それでは、お手元の資料 5-1 に基づき、説明させていただきます。

1 ページの『平成 28 年度実質収支に関する調書』をご覧ください。

平成 28 年度一般会計の歳入総額は 231 億 2,279 万 9,910 円、歳出総額は 229 億 8,859 万 9,961 円で、歳入歳出の差引額は 1 億 3,419 万 9,949 円、翌年度へ繰越すべき財源は、1 億 1,866 万円で、実質収支額は 1,553 万 9,949 円となったものです。このうち 1 千万円を基金に積立したものでございます。

続きまして、3 ページをお願いします。教育費関係歳入決算の状況についてですが、教育部関係の歳入決算額の合計は、3 億 83 万 224 円となっております。

次に、5 ページをお願いします。款 9 教育費の支出済額は、26 億 8,843 万 6,636 円で、平成 27 年度決算額より、4 億 7,737 万 1,358 円の増額となっております。一般会計歳出決算額に占める教育費関係の割合は 11.7%です。

各項ごとの決算額を平成 27 年度と比較しますと、『項 1. 教育総務費』の支出額は、前年度と比較して、2,921 万 2,634 円の増額となっております。主な理由としましては、学校給食費給食組合分担金で 2,557 万 3,000 円増額となったためでございます。

続きまして、『項 2. 小学校費』ですが、こちらは前年と比較して、2 億 719 万 6,696 円増加しております。主な要因としましては、藤井寺南小学校の 4 号棟改築及び 1 号棟地震補強工事、藤井寺西小学校の地震補強工事、道明寺小学校の 3・4 号棟地震

補強工事を行いましたので、工事監理の委託料、工事請負費など、工事関連の執行での増額があげられます。

『項 3. 中学校費』は前年と比較して、2 億 910 万 7,515 円の増額となっております。こちらも、現在も行っております藤井寺中学校の地震補強工事に伴う工事請負費、仮設校舎の借上げ、工事監理委託料などが主な増加の要因となっております。

『項 4. 幼稚園費』は前年比 1,478 万 2,633 円の減額でございました。

次に『項 5. 社会教育費』ですが、こちらは 3,647 万 2,460 円、前年より増額しております。大きく増加しましたのは青少年総合対策費で、主な理由としましては、平成 27 年度子ども・子育て支援交付金の償還金として、1 千 69 万円を支出したことによるものでございます。

最後に、『項 6. 保健体育費』につきましては、前年と比較して、1,016 万 4,686 円増額となっております。主な理由としましては、心技館屋上防水改修、スポーツセンター管理棟改修に伴うものでございます。

教育委員会事務局各課の平成 28 年度歳出決算の詳細につきましては、資料 5-2 の『平成 28 年度決算説明書』をご覧くださいただけたらと思います。

以上、平成 28 年度の決算の概略説明とさせていただきます。

資料 5-1、5-2「平成 28 年度一般会計決算」
に基づき説明する。

○教育長

ありがとうございました。ただいま、平成 28 年度決算についての説明がございましたが、委員の先生方、ご質問等あればお願いします。

○委員

平成 28 年度に、助成金を活用して学校図書室の蔵書管理システムを整備されましたが、その効果はいかがですか。

○学校教育課長

学校図書館の蔵書をデータベース化して管理することにより、子どもたちの検索作業・貸し出し手続きが短時間で効率的にできるようになりました。

子どもたちが読みたい本、調べたい本を探すため、従来の検索作業は、子どもたちが本棚で直接探していたため、労力と時間がかかっておりました。また貸し出し手続きは、子どもたちが図書カードに手書きで記入しておりました。

現在、検索作業はデータベースにより蔵書管理できておりますので、画面上での検索で、本の有無、貸し出し状況の確認がすぐに行えます。また貸し出し手続きはバーコード読み取りのみで完結いたします。検索や貸し出し手続きの労力と時間が大幅に短縮されました。迅速に貸し出し案内ができます。

低学年の子どもたちは、貸し出しカードに書くだけでも時間がかかりましたので、じっくり読む時間や、読み聞かせの時間がじっくり確保できておりませんでした。

今回のシステム導入のおかげで、子どもたちにとって、検索や貸し出し手続きがスムーズになることで、じっくり読書ができる時間、読み聞かせや本の紹介の時間がしっかり確保できるようになり、学校図書館が今まで以上に本に親しめる空間に

なつたと学校から聞いております。

また、貸し出し作業が簡易化されておりますので、10分間の休み時間でも、多くの子どもたちに貸し出し作業が行えるようになりました。

また、データベース上で図書館全体の蔵書数や貸し出し状況、子どもたちが読む本の傾向、蔵書の分類バランスが確認でき、分類バランスのとれた、かつ子どもたちのニーズに応えられる蔵書を選び、購入できるので、蔵書の整備も効果的に行えるようになり、システムを有効に活用しております。

○教育長

ありがとうございました。いろいろな効果があったようでございます。藤本委員、よろしいでしょうか。

では、他にございませんか。

○委員

先ほど、社会教育費が増額となった理由として償還金のことをおっしゃっていましたが、その内容とはどのようなものでしょうか。

○生涯学習課長

平成27年度より、放課後児童健全育成事業に対する補助制度が、これまでの「大阪府放課後児童健全育成事業費補助金」から「子ども・子育て支援交付金」に移行いたしました。子ども・子育て支援交付金の制度では、国と府からそれぞれ交付され、精算もそれぞれ別となります。府からの補助金は事業終了時に実績報告を行い、それに基づいて交付されるため償還金は発生いたしません。一方、国からの補助金は当該年度途中で概算払いにて交付され、実績報告に基づき、翌年度に精算する仕組みとなっております。

平成26年度以前の制度では、府からの補助金のみで、補助金は確定金額として交付されるため、償還金は発生しておりませんでした。平成27年度の制度変更によりまして平成28年度に初めて当該交付金に係る償還金が生じたということでございます。

○教育長

よろしいでしょうか。では、他に質問はございませんか。

○委員

償還金の金額について、1,069万円という金額は大きく感じます。先ほどのお話からいうと、概算払いされていた金額と実績額との差額が1,069万円あったということかと思いますが、そうなつた理由をお聞かせください。

○生涯学習課長

平成27年度事業の申請時は、制度が新しくなつたこともあり、出席児童が極端に少人数の場合の取扱いが不明確でした。そのため、全ての開設日について全支援の単位を開設することとして申請しておりましたが、その後、国からの見解が示されたことにより、少人数での開設日については人数に見合つた支援の単位として申請

することとされました。このことが大きな要因となりまして、申請時の金額と実績額が大きく乖離することとなり、1,069万円を返還することとなったものです。

○教育長

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、他にございますか。

○委員

スポーツ振興課にお聞きします。保健体育費の増額の主な理由としては、心技館屋上防水改修やスポーツセンター管理棟改修などの各種スポーツ施設の改修工事によるものであることはわかりました。

利用者に快適なスポーツ環境を提供するために、今後も各種スポーツ施設の改修は不可欠であると思いますが、今後の施設の整備や改修に関してのお考えをお聞かせ願えますか。

○スポーツ振興課長

今後の各種スポーツ施設の改修に関しましては、8月の定例教育委員会で承認いただきした「藤井寺市スポーツ推進基本計画」をもとに施設の整備及び充実をめざします。

そのため、同推進基本計画にも記載させていただいていますように平成28年3月に策定されました「藤井寺市公共施設等総合管理計画」をもとに市長部局と連携し、各種スポーツ施設の整備を計画的に実施していくことや同時期に策定されました「藤井寺市公共施設保全計画」に基づく施設の維持管理や長寿命化に努めると共に、今年3月に策定されました「藤井寺市公共施設再編基本計画」に基づく各種スポーツ施設の再編に関しては、「民間を活用した複合施設の整備検討部会」への参画などを通じて、同推進基本計画に基づく本市のスポーツ推進施策がさらに充実したものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

○教育長

委員、よろしいですか。では、他に委員の先生方、よろしいでしょうか。

○委員

スポーツ振興課に質問ですが、この前、石川の堤防を歩きましたら、野球場がこの前の台風で悲惨なことになっていました。あれもまた、改修費用が相当かかるのでしょうか。それと、次回のマラソン大会については、どうなるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

ご指摘のとおり、台風21号で悲惨な状況となっております。現在、理事者まで報告に行き、いくつかの改修パターンに沿って業者に見積もりをとっているところで。そのうえで、理事者と協議させていただこうと考えています。

船橋、小山すべて元通りにするには、かなりの期間、並びに金額がかかりますので、まずは船橋河川敷を、その中でも野球場とマラソンの始点を先行して改修したいと考えております。先ほども申しました見積もりの金額がわかり次第、教育長ま

で報告したうえで、理事者協議させていただき、どのように対応していくのか決めていきたいと考えております。

マラソン大会に関しましては、復旧を前提に実施を計画しているところでございます。

○教育長

よろしいでしょうか。では、他にございませんか。

無いようですので、この件は以上にいたします。

次にまいります。報告第 51 号 平成 30 年藤井寺市成人式の概要について、生涯学習課長お願いします。

○生涯学習課長

配布させていただいております資料 6 をお願いします。平成 30 年藤井寺市で行います成人式のご説明です。

成人の日を迎えるにあたり、「社会情勢が大きく変化する中、大人になったことを自覚し、自ら生きぬこうとする新成人を祝い、励ます」ことを目的として、式典を開催させていただきます。開催日は平成 30 年 1 月 8 日（成人の日）、場所は昨年同様、藤井寺市立市民総合会館 大ホールでございます。開式は午前 11 時から、式典終了後、地区別、校区別での交流会も予定させていただいております。式典は約 1 時間、その後、交流会を最大午後 1 時までと考えております。プログラムにつきましては資料のとおりで、大ホールの 1 階席を新成人、2 階席を保護者席にし、保護者の参加も可能としております。以上でございます。

資料 6「平成 30 年 藤井寺市成人式の概要」
に基づき、説明する。

○教育長

ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。

○委員

新成人の方は、何人おられますか。

○生涯学習課長

平成 30 年の成人式の対象者は、平成 9 年（1997 年）4 月 2 日から平成 10 年（1998 年）4 月 1 日までに生まれた方になります。該当者数は、平成 29 年 10 月 31 日現在、本市在住者で 712 名になります。また、新成人により構成されます実行委員につきましては、25 名の方に就任いただいております。現在、すでに実行委員会を 2 回実施しましたが、式典の役割等すべて立候補で決定するなど、前向きに取り組む姿に頼もしさを感じております。平成 30 年につきましても、式典終了後、各中学校単位で集まることができる場所を確保し、歓談等していただけるようにと考えておりまして、実行委員で実施内容の詳細を検討しているところです。以上でございます。

○教育長

委員、よろしいでしょうか。では、他にございませんか。

○委員

昨年度に実施された手話通訳や要約筆記については、効果はありましたでしょうか。また、今年も実施されるのでしょうか。

○生涯学習課長

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行が平成28年4月にございました。同法律第3条では、『国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。』とあります。そこで、昨年度より手話通訳と要約筆記を実施いたしました。特に要約筆記は聞き取りづらい言葉も視覚的にとらえることができますので、昨年は会場内での私語等も従来より少なく、厳粛な式典となったと考えております。今回の成人式でも実施の方向で準備を進めております。以上でございます。

○教育長

委員、よろしいですか。他にご質問はございませんか。

○藤本委員

成人式当日は市民会館周辺が非常に混雑すると思いますが、何か手立てを考えておられますか。

○生涯学習課長

お答えします。

昨年度、車のトラブルはありませんでしたが、なかなか会場入りしない新成人や親族などが記念撮影や談笑で道に広がり、非常に危険でしたので、できるのであれば会場周辺は車両侵入禁止にして、市役所で乗降や駐車をと担当でも考えさせていただきました。しかしながら、車両侵入禁止については、羽曳野警察とも事前に検討させていただきましたが、難しいというのが結論でございました。平成30年も駐車場整理の係等と事前の打ち合わせを入念に行いまして、安全には細心の注意を払いたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

委員、よろしいでしょうか。

他に何かご質問はございませんか。無いようですので、この件はこれで終わります。

続いて、報告第52号「第37回藤井寺市民総合体育大会」について、スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

スポーツ振興課より、第37回藤井寺市民総合体育大会について報告させていただきます。

第 37 回藤井寺市民総合体育大会は総合開会式が 9 月 3 日（日）に体育館競技場で行われました。種目別の参加人数は、資料の 7 にございますとおり、総勢で 2,604 名の方が参加されました。

各種目の入賞者は 1 枚目に記載のとおりでございます。総合閉会式は 10 月 14 日（土）に市民総合体育館の心技館で開催されました。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

資料 7 に基づき、第 37 回藤井寺市民総合体育大会の概要を説明する。

○教育長

ありがとうございました。藤井寺市民総合体育大会の結果についての報告でございました。何かご質問はございますか。

○委員

サッカーはチームプレーですが、小学生低学年の部だけ、どうして入賞者の欄に個人名が記載されているのですか。

○スポーツ振興課長

委員ご指摘のとおり、サッカーはチームプレーですので、普通は〇〇チームといったチーム名の記載となるものですが、この小学生低学年の部は、個人で行うリフティング競技としましたので、このように個人の表彰となったものでございます。サッカーにつきましては、小学生低学年の部はリフティング、高学年の部はミニサッカー、中学生の部は本来のサッカーでございます。

○教育長

また、そういうふうに記載いただけたらと思います。

○スポーツ振興課長

わかりました。

○教育長

他にこの件でご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議決事項、報告事項あわせて、全体通して何かご発言等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、以上をもって、本日の議事日程すべて終了とさせていただきます。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後 3 時 20 分